

福島市小規模林地開発取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する場合において、周辺景観との調和や土砂流出等の災害防止に配慮した適正な森林の利用に誘導することを目的とする。

特に、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林届出書が未提出のまま開発行為を行うことについては、早期発見と適期指導により秩序ある森林利用の指導に努め、他の土地利用施策と連携して適正かつ合理的な土地利用の推進に資する。

(対象となる開発行為)

第2 この要領の定めは、森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林届出書の「伐採跡地の用途」欄に森林以外の利用目的が記載されている開発行為のうち、面積が1.0ha以下のもの又は太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為のうち、面積が0.5ha以下のもの（以下小規模林地開発という。）について適用するものとする。

ただし、森林法第10条の2第1項各号に該当する行為で1.0ha以下の場合については対象としない。

(市の責務)

第3 市は、この要領の目的を達成するため、小規模林地開発をしようとする者（以下「開発者」という。）に対し、必要な指導を行わなければならない。

2 市は、開発者に対し関係機関と連携し、必要な指導を行わなければならない。

(災害の防止および住民の理解)

第4 開発者は、小規模林地開発の対象地に隣接する土地及び周辺景観との調和や災害防止に配慮した小規模林地開発の実施に努めるものとする。また、当該開発を行うことについて、開発区域及びその周辺地域で生活する市民等（以下「地域住民」という。）の理解を得られるよう努めなければならない。

(届出書の提出)

第5 開発者は、小規模林地開発を行うときは、森林を伐採する者が、伐採及び伐採後の造林届出書を提出するのにあわせて、小規模林地開発届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出

するものとする。

- 2 市長は、前項の届出書の提出を受けたときは、法第10条の2第2項各号及び同条第3項の基準により、届出書の内容を審査し、原則として現地調査を実施するものとする。

(届出書の審査)

第6 市長は、前項の届出書を規定する基準により審査のうえ処分の内容を決定する。

- 2 市長は、前項の処分が決定した後、遅滞なく開発者に通知(様式第2号又は様式第3号)するものとする。
- 3 開発者は、前項の通知を受けた後、開発行為を着手するまでの間、開発に係る土地の見やすい場所に、小規模林地開発届出済標識(様式第4号)を掲示すること。

(地域住民及び関係者への説明)

第7 開発者は、開発行為を行うに際し事前にその内容、規模及び工事施工方法等について地元及び土地所有者等の権利を有する者に対し、説明会等を開催し、理解に努めるものとする。ただし、軽微な開発行為であると市長が認める場合はこの限りでない。

- 2 開発者は、前項の規定により説明会等を開催したときは、説明会等実施状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(流量増加対策施設の設置に関する基準)

第8 太陽光発電設備の設置等を目的とした開発行為の場合においては、別紙「小規模林地開発に伴う流量増加対策における技術的細則」を参照し、必要に応じて流量増加対策を図ること。

(計画の変更または中止要請)

第9 市長は、次の各号に掲げる開発行為に該当する場合は、計画の変更または中止を要請するものとする。

- (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれのある区域の開発
- (2) 環境を著しく悪化させるおそれのある区域の開発
- (3) 水源の確保に著しく支障するおそれのある区域の開発

(災害発生の届出)

第10 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合には、直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なく災害発生届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(届出書の変更)

第11 開発者は、第6第2項に定める受理後において、計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに小規模林地開発変更届出書(様式第7号)又は取下げ届出書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、第6に規定する基準により審査のうえ処分の内容を決定する。

3 市長は、前項の処分が決定した後、遅滞なく開発者に通知(様式第2号又は様式第3号)するものとする。

(関係機関との連携)

第12 市長は、連続した行為及び他の開発と一体性を有する行為により対象規模を超える開発となる恐れがある場合や開発目的自体に許認可を必要とする場合、あるいは指導後計画内容を逸脱して違法状態にあることを発見した場合等は、速やかな情報提供に努め、関係機関と連携して指導にあたるものとする。

2 市長は、前項で規定されている開発行為の届出書が提出された場合は、審査を行わず、不受理とするものとする。

(完了後報告及び確認)

第13 開発者は、小規模林地開発行為完了後速やかに「小規模林地開発完了届出書」(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、法第10条の5第1項に規定する市森林整備計画の適正な執行に資するため、林地利用計画箇所を定期的に巡視する等により適正な森林利用の確保に努め、前項の小規模林地開発行為完了届出書の提出を受けたときは、必要に応じて、現地状況を確認するものとする。

(管理及び指導記録の保管)

第14 市長は、森林適正利用指導の経過を明らかにするため小規模林地開発管理記録整理簿(様式第10号)を整備し、開発行為完了及び法第5条第1項に規定する地域森林計画編成調査終了時まで管理するものとする。

- 2 市長は、管理図（国土地理院 1/25,000）に市道箇所を記入し、位置図（森林計画図 1/5,000）に整理番号、目的、面積を記載したものを作成し、伐採及び伐採後の造林届出書の写しとともに保管するものとする。
- 3 市長は、市道箇所について継続的な監視に努め、万が一周辺部に被害を与えた場合や計画区域外へ規模拡大する等により開発面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の場合、開発面積が0.5ha）を超えるとなる恐れがある場合は、森林法第188条に基づく立ち入り調査を行い、早期是正を指導するものとする。

（標準処理期間）

第15 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が1.0ha以下：30～90日
- (2) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が0.5ha以下（太陽光発電関係）：30～90日

2 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

- (1) 届出の文章の不備その他の理由により届出の文章の補正等に要する日数
- (2) 次に掲げる市民の休日
 - ア 日曜日及び市民の休日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から1月3日までの間（ア及びイに掲げる日を除く。）

3 要領第11に規定する計画変更の届出書に関する事務の処理については、前各項を準用するものとする。

（補則）

第16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

別表 1

添付書類一覧

位置図（縮尺 25,000～50,000 分の 1）
開発区域図（縮尺 2,500～5,000 分の 1）
面積の算出根拠となる図面（土地求積図、断面図等）
面積計算書（届出面積と相違ないもの）
全部事項証明書（土地 1 筆毎、写しでも可）
公図（写しでも可）
防災施設計画図及び設計資料（沈砂池等の計画が分かるもの）
現況写真（全体及び開発区域が分かるように撮影のこと）
説明会等実施状況報告書(様式第 5 号)
土地所有者の同意書
周辺の土地の地権者の同意書

様式第1号（要領第5関係）

小規模林地開発届出書

年 月 日

福島市長様

住所
届出者氏名

（電話 - - ）

森林の所在地			
森林所有者	住所		
	氏名	電話	
小規模林地開発者 ※直接の行為者	住所		
	氏名	電話	
計 画 の 概 要	開発の目的		開発面積
	開発予定期間		
	開発目的が 道路の場合		
	防災施設		
	土工及び緑化		
(摘要)			

開発者

福島市長

小規模林地開発受理証

年 月 日付けで届出書の提出があった林地開発行為については、下記のとおり受理します。

記

1 受理内容

開発行為の場所

開発行為の目的

開発行為に係る森林面積

ヘクタール

2 受理条件

次に掲げる条件に従って開発行為が行われない場合は、この受理を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は、届出書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 福島市職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為の期間中、開発対象区域に通じる主要な道路の付近で、かつ受理にかかる工事現場の見やすい場所に小規模林地開発届出済標識（様式第4号）を掲示すること。
- (4) 開発事業区域内において災害が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（ ）を市長に提出すること。
- (5) 開発行為の計画を変更しようとするときは、小規模林地開発変更届出書（様式第6号）を市長に提出し受理されること。
- (6) 今回計画の開発行為の後、さらに拡大して開発行為を行う予定となった場合、その全体計画の面積が合計1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の場合、開発面積が0.5ha）を超える場合には、森林法第10条の2に基づく林地開発届出が必要となりますので、福島県県北農林事務所の指導を受けること。
- (7) 開発行為を完了したときは、遅滞なく、小規模林地開発完了届出書（様式第8号）を市長に提出すること。また、福島市の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

様式第3号（要領第6関係）

林 第 号
年 月 日

開発者

福島市長

年 月 日付けで届出書の提出があった林地開発行為については、福島市小規模林地開発取扱要領の規定に基づき、下記の理由により受理できません。

記

1 受理できない内容

開発行為の場所

開発行為の目的

開発行為に係る森林面積

ヘクタール

2 受理できない理由

様式第4号（第6関係）

小規模林地開発届出済標識		
受理年月日及び 受理番号	年 月 日 第 号	福 島 市 長
開発行為の目的		
開 発 者 名	電話	
工 事 施 工 者 名	電話	
工 期	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

（注）大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。

様式第5号（要領第7関係）

年 月 日

福島市長様

住所
届出者氏名

（電話 - - ）

説明会等実施状況報告書

福島市小規模林地開発取扱要領第7の規定により、地域住民及び関係者へ開発行為に関する説明を下記のとおり行いましたので、報告します。

開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
開催場所		
参加者氏名	地元住民等	小規模林地開発者・関係業者等
（説明した内容）		
（地元住民等の意見・要望等）		
（意見・要望等に対する回答）		

※添付書類 説明会議事録（地域住民及び関係者代表の署名要）

様式第6号（要領第10関係）

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

福島市長 様

住 所

届出者

氏 名

印

（電話

）

年 月 日付け 林 第 号（最終変更 年 月 日付け 林 第 号）で通知された小規模林地開発行為の事業区域において災害が発生したので、福島市小規模林地開発取扱要領第10の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

森 林 の 所 在 地		
開発行為に係る森林の土地の面積		h a
開 発 行 為 の 目 的		
着 手 年 月 日		年 月 日
災 害 発 生 年 月 日		年 月 日
災 害 発 生 原 因		
被 災 の 状 況		
応急措置 の 内 容	実 施 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	実 施 内 容	
復旧対応	実 施 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	復旧計画内容	
(摘要)		

注) 災害の現況写真、被災状況平面図、応急措置を講じた状況写真を添付してください。

様式第7号（要領第11関係）

小規模林地開発変更届出書

年 月 日

福島市長 様

住所
届出者
氏名
(電話)

森林の所在地			
森林所有者	住所		
	氏名	電話	
小規模林地開発者 ※直接の行為者	住所		
	氏名	電話	
計画変更の概要		変更前	変更後
	開発の目的		
	開発面積	ha	ha
	開発予定期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	開発目的が 道路の場合	延長 m 幅員 m	延長 m 幅員 m
	防災施設		
	土工及び緑化		
(摘要)			

注) 求積図・土地利用平面図・断面図・現況写真を添付してください。

様式第8号（要領第11関係）

取下げ届出書

令和 年 月 日

福島市長様

住所

届出人氏名

令和 年 月 日付け 林第 号で開発に伴う小規模林地開発届出書
（様式第2号）がありましたが、下記のとおり開発を行わなかったため、届け出ま
す。

記

取下げ理由

様式第9号（要領第13関係）

小規模林地開発完了届出書

年 月 日

福島市長様

住所
開発者氏名

（電話 ー ー ）

下記のとおり小規模林地開発を完了したので報告します。

記

森林の所在地			
森林所有者	住所		
	氏名	電話	
小規模林地開発 完了年月日			
開発の目的		計画開発面積 (出来高面積)	ha (ha)
(摘要)			

注1) 出来型数量を記入した開発計画図面を提出してください。

注2) 完了が確認できる写真を添付してください。(施工前後が分かるようにしてください)

様式第10号（要領第14関係）

年度 小規模林地開発管理記録整理簿

整理 番号	計画書受理日	届出人住所氏名	森林の所有者	開発の目的	計画開発面積㎡ () ha	着工 年 月 日	現地調査日	完了年月日	備考
			森林の所在地			～ 完了予定年月日			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
					(m ² ha)	～			
合計					(m ² ha)				

小規模林地開発に伴う流量増加対策における技術的細則

(出典:福島県「林地開発許可申請の手引き」)

林地開発行為による地表状態の変化等により、開発区域の雨水流出量は開発前よりも開発中又は開発後の方が大きくなり、下流河川等の流下能力を超える水量が排出される場合が多くある。そのため、流出量の増加が見込まれる場合、下流に対する影響を考慮のうえ、下記の技術的細則を参照し、流量増加対策を図ること。

I 排水施設

1 総則

- (1) 排水施設は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の地形、予定建築物の用途並びに開発区域周辺の降水量等から想定される雨水並びに汚水を有効に排出できるものであること。
- (2) 汚水と雨水との排水は、汚水管渠により計画時間最大汚水量、計画雨水量をそれぞれ排水できる構造とすること。
- (3) 開発区域外の排水施設等との接続
 - ア あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議が整っていること。
 - イ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して区域内の雨水及び下水を有効かつ適切に排水できるように下水道、排水路その他の排水施設又は、河川(一級及び二級河川、河川法を準用する河川、普通河川)その他の公共の水域及び海域に接続すること。

ただし、放流先の排水能力に応じ開発区域内に一時雨水を貯留する必要がある場合は調整池等の施設を設けることを妨げない。

2 計画流量

(1) 計画汚水量の算定

計画日最大汚水量 = 1人1日最大汚水量×計画人口

必要に応じて地下水量等を加算すること。

1人1日最大汚水量 = 上水道計画 1人1日最大給水量

計画時間最大汚水量 = 計画1日時間最大汚水量の1時間当りの1.3～1.8倍とすること。

(2) 雨水、排水諸施設を計画する基準となる計画流量は次の式によって算定する。

$$Q_p = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

- Q_p … 最大計画雨水流出量(立方メートル/秒)
 f … 流出係数
 r … 流達時間内の平均降雨強度(ミリメートル/時間)
 A … 流域面積(ヘクタール)

(流出係数)

ア 流出係数は、現地の地形、地質、地表状況および造成目的等により判断するものとし、以下の表を基準とする。

土地利用形態	流出係数	土地利用形態	流出係数
池等	1.0	水田	0.7
密集市街地	0.9	山地	0.7
一般市街地	0.8	ゴルフ場造成部分	0.8
畑・原野	0.6		

- 注1 おおむね1割以上の異なる土地利用形態が混在する場合は面積加重平均とすること。
 2 密集市街地とは不浸透面積率が40%以上の場合とする。
 3 加重平均する場合は小数点第3位を四捨五入とする。

[太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について]

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要がある。そのため、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、I-2-(2)-アの表(流出係数)によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

(流達時間内平均強度)

イ 流達時間は次式により算定する。

$$T = T_1 + T_2$$

T ……流達時間(分)

T₁ ……流入時間(分)

T₂ ……流下時間(分)

(ア) 流入時間の算定

A 開発により市街地となる区域については、次の区分による値とする。

区分	流入時間
人口密度が大きい地区	5分
人口密度が小さい地区	10分
平均	7分

B 草地、樹林地にあつては、次の式により求める。

$$T_1 = \left(\frac{2}{3} \times 3.28 \cdot \frac{\ln n}{\sqrt{S}} \right)^{0.467}$$

T₁ … 流入時間(分)

l … 斜面距離(m)

S … 斜面勾配

n … 遅滞係数

※ 遅滞係数は、次表の区分による値とし、開発後芝地となるゴルフ場等にあつては、n = 0.2~0.3、開発前の状態のまま存置する樹林地にあつてはn = 0.6が標準となる。

地覆状態	n	地覆状態	n
不浸透面	0.02	森林地(落葉林)	0.60
よく締まった裸地(滑らか)	0.10	森林地(落葉林、深い落葉等堆積地)	0.80
裸地(普通の粗さ)	0.20	森林地(針葉樹)	0.80
粗草地および耕地	0.20	密草地	0.80
牧草地または普通の草地	0.40		

(イ) 流下時間の算定

$$T_2 = \frac{L}{60V}$$

T₂ … 流下時間(分)

L … 水路の延長(m)

V … 水路内の流速(m/Sec)

※ 流速は Manning 公式による。

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n … 粗度係数

ヒューム管水路(自由水面) … 0.013

三面張りコンクリート水路 … 0.020

石積等の二面張水路 …… 0.025

素掘り水路 …… 0.030

$$R \dots \text{径深(m)} = \frac{\text{流水断面} A_m^2}{\text{潤辺長} P_m}$$

I … 動水勾配(水路勾配とする)

(降雨強度)

ウ 降雨強度は次によるものとする。

(ア) 流達時間内における平均降雨強度については、「福島県内降雨解析」(福島県河川計画課ホームページ)によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、当該造成地近傍の雨量観測所における資料、解析したものによることができる。

(イ) 開発区域内における排水施設の規模は、10年確率時間雨量以上とする。ただし、放流先の水路、河川等の流下能力又は、砂防指定地等関連調整を必要とする場合は、この限りでない。

3 排水路(造成地内)

(1) 平面開水路

ア 開水路設置の基準となるべき流域面積は、造成後の変更をも含めて考慮し、流域区分を明確にし、すべての流量計算はそれに基づいて行うこと。

イ 表面水は原則として開水路によって処理し、浸透水伏流水のみ、暗渠工にて処理するものとする。

ウ 開水路法線勾配は急激な折線をさけ、又流水のエネルギーを減殺するため合流地点及び水路延長、おおむね100m以内毎、及び流末端に溜枘を設け、又その最終端には、フトン籠等をおいて洗堀を防止すること。

エ 水路の構造は、水による浸食及び水の浸透を起こさない構造としなければならない。

オ 開水路を盛土上に設ける場合沈下に対する対策を十分考慮し必要に応じ、基礎の置換え、杭打ち等の基礎処理を行うこと。

カ 残流域を有する河川(溪流)が造成地内を通過する場合は、開渠とすること。

キ また、造成地内に設置される暗渠で流量が $1.5\text{m}^3/\text{sec}$ 以上のものは開渠とするこ

と。

ク 河川の新設及び付け替えは、開水路とすること。

ケ 開水路の余裕高は、水路高さの2割以上で最低20cmを下まわらないこと。

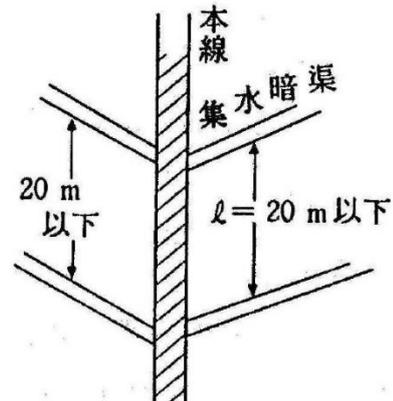
(2) 暗渠工

ア 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠工を設けなければならない。

イ 暗渠工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画する。

ウ 小段のある盛土の場合には、土質に応じ小段毎に暗渠工を設け、すみやかに表流水及び伏流水を排除するものとする。

エ 幹線部分の暗渠工は有孔ヒューム管にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は有孔ヒューム管又は盲暗渠等の構造とする。



オ 暗渠工における幹線部分の管径は30cm以上とし、支線部分の管径は15cm以上とする。

カ 支溪がない場合又は、支溪の間隔が長い場合には、20m以下の間隔で集水暗渠を設けるものとする。

キ 排水は表面法面、小段、暗渠等系統的に排水施設を計画し造成部分の一部に排水系統の行きわたらない部分が生じないようにしなければならない。

ク 雨水以外の汚水は、原則として暗渠排水とすること。

II 調整池・防災調節池

流出量の増加が見込まれる場合、下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調整池・防災調節池等の防災施設を設置すること。なお、防災施設を設置する場合、下記により運用すること。

1 施設の種類

洪水調整池、洪水調節池等

2 許容放流量

ア 開発区域からの流出量(許容放流量)は、開発前のピーク流量以下に調節して放流すること。

イ 下流の流下能力について十分配慮するものとし、すでに開発前のピーク流量により下流施設が流下できない場合は、その施設の管理者と協議の上、開発前のピーク流量を最大放流量とした値で放流すること。

ウ 調節を必要とする場合で、止むを得ず直接放流が生じる場合はあらかじめその流出量を調節後の許容放流量から差し引くこと。

3 容量の計算方法

容量計算に用いる確率雨量強度式は、原則 1/30 とし計算方法は、簡便法によりもともても問題ない。

ただし、許容放流量の比流量が $5\text{m}^3/\text{sec}/1\text{km}^2$ 以上の場合は、出来る限り厳密法でも検討し、容量の大きい方を採用すること。

4 その他構造等

その他構造等は、福島県「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」により設置すること。